

# 市長等の佐倉市に対する損害賠償責任の一部免責に関する条例（案）について

## 1 概要

平成 29 年度の地方自治法改正（平成 29 年法律第 54 号）により、令和 2 年 4 月から地方公共団体の長や職員等の職務行為について、善意かつ重大な過失がない場合に、条例において、賠償の限度額を定めて損害賠償責任の一部を免責することができることとなりました。

この法改正を受け、市長及び職員等の損害賠償の一部を免責することができる条例を制定するものです。

## 2 条例（案）の概要

市長等の損害賠償責任について、その職務を行うにつき善意かつ重大な過失がない場合、賠償の限度額を基準給与年額（地方公共団体に損害を与える原因となった行為の日を含む会計年度内に支給される給与）に下表に定めるそれぞれの区分に応じた係数を乗じた金額とし、それを超える部分について免責とします。

区分	係数
市長	6
副市長、教育長若しくは教育委員、選挙管理委員会の委員、監査委員	4
上下水道事業管理者、農業委員、固定資産評価審査委員	2
上記以外の市職員	1

賠償の限度額は、「政令で定める基準（基準給与年額×区分に応じた係数）」を参酌して条例で定めるとされております。

本条例案では、政令で定める基準と同額としました。

## 3 施行期日

令和 2 年 4 月 1 日（予定）